

## 令和3年第1回浅川町議会定例会

### 議事日程（第3号）

令和3年3月8日（月曜日）午前9時開議

- 日程第 1 承認第 1号 専決処分の報告及びその承認について（令和2年度浅川町一般会計補正予算（第7号））
- 日程第 2 議案第 1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 2号 浅川町敬老年金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 3号 浅川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 4号 浅川町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 5号 令和2年度浅川町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第 7 議案第 6号 令和2年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第 7号 令和2年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第17号 大草辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 日程第10 議案第18号 福貴作辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 日程第11 議案第19号 山白石辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 日程第12 議案第20号 小貫辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 日程第13 議案第21号 浅川町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第14 発委第 1号 浅川町議会会議規則の一部改正について
- 日程第15 請願第 1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願書
- 日程の追加
- 日程第16 発議第 1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出について

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第15まで議事日程のとおり

日程第16 発議第 1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出について

---

### 出席議員（12名）

1番	菅野朝興君	2番	兼子長一君
3番	会田哲男君	4番	木田治喜君
5番	岡部宗寿君	6番	渡辺幸雄君
7番	金成英起君	8番	須藤浩二君

9番 上野 信直 君                      10番 角田 勝 君  
11番 水野 秀一 君                      12番 円谷 忠吉 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	江田 文男 君	副 町 長	藤田 浩司 君
教 育 長	真田 秀男 君	総 務 課 長	江田 豊寿 君
会 計 管 理 者	菊池 三重子 君	建設水道課長	八代 敏彦 君
税 務 課 長	高野 喜寛 君	住 民 課 長	我妻 美幸 君
保健福祉課長	坂本 高志 君	農政商工課長	坂本 克幸 君
学校教育課長	生田目 源寿 君	社会教育課長	岡部 真 君

---

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 佐川 建治                      主 事 生方 健人

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（円谷忠吉君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（円谷忠吉君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎承認第1号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第1、承認第1号 専決処分の報告及びその承認について（令和2年度浅川町一般会計補正予算（第7号））を議題とします。

これから質疑を行います。

8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） コロナに関する補正なんですけど、何点かお尋ねいたします。

歳出のほうです。

12節委託料の中なんですけど、ワクチンの接種ウェブ予約委託料110万円、委託先はどちらになるのか、教えてください。

あと、会場の設置業務委託料125万円、同じく委託先、あと設置だけなのか、そのほか何かお手伝いしていただくことがあるのか。

3点目、送迎の委託料12万円、送迎の方法はどのようなことを考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） まず、システム委託料の110万円ですけれども、これは委託先ということですが、健康管理システムを行っている福味商事という郡山の会社であります。

それから、会場設置でありますけど、会場設置につきましては、会場設置に伴う物品の借用、それから設置、それからそのスタッフの費用、それから会場の撤収も含めて、これは株式会社ダスキンで、そこで衛生的なものも含めて行うような形で考えております。

それから3番目の送迎の方法ですけれども、これは町内の業者さんをお願いしようということで、ワゴン車等を使った個別の送迎を、今のところですけども考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） まず最初のウェブ予約業務を委託する、接種の予約等がメインになると思うんですが、この郡山の福味商事さんに委託して、そのワクチン接種に関する予約業務の全てを、役場庁舎内でやるのか、遠隔の郡山でやるのか、その辺もちよっと教えてください。

あと、遠隔でやるとすれば、融通は利かないというか、きちきちやるということが大前提になると思うんですが、果たしてそれで我が町の高齢者の方は対応できるのか。やはり、できれば役場庁舎内にそういう部屋を設けて、もうちょっと親身になってやったほうが円滑に進むのではないかなとも思うんですが。

あと、会場設置のほうは、多分ダスキンとは、ダスキンレントオールだと思うんですが、そちらのほうなのかな。テーブル、椅子の借用等、会場の設置、要するに会場の設置をして後片付けをしてと、中間のその使用している時期の消毒とかは含むのか含まないのか、ただ、そのテーブルや椅子を借りて、パーティションを借りただけだったら、町のものでも対応できるのではないかと危惧されるんですが、いかがでしょうか。

送迎の方法、ワゴン車で個別送迎をすると。個別送迎をして12万円となりますと、ちょっと回数あまり取れないんじゃないかと思うんですが、その辺は1回当たり単価、山白石往復すれば単価的に四、五千円かかると思うんですが、その辺はどのぐらいの頻度を想定しての12万円なのか、お尋ねします。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） ウェブシステムですが、これは一般質問でもお答えしましたとおり、高齢者のみではなくて、今後の65歳以下の年齢も考えた上でのシステムで、各医療機関でよく予約システムがあると思うんですけども、ああいうイメージで、スマートフォンで読み込みをすると、その予約のウェブサイトが立ち上がって、そこで希望する日時を入れると、希望できない、埋まっている情報もそこで分かるというような形で、基本的にはLINEのイメージをしていただくといいですけども。LINEを利用したような形のウェブシステムということで。この予防接種が今後引き続き続くような状況もあって、やはり65歳以上の対応というのは、議論の中でもあったんですけども、今後を見据えた上でということで、国とかも幅広く多くの方が接種できるようにということで、ウェブシステム、そういったものの導入というメニューにありましたので、盛り込んだと。

それから、電話回線でも同時に行いたいと思いますので、専門の方をつけて、専用回線を引いて、その番号を特別な形で保健センターで対応していくというふうに考えております。

それから、設置に関してなんですけれども、これも全ての町のもので対応ということも可能なんですけれども、やはり衛生的なものを含めて、特に間仕切りとかは、今通常のあるものではなくて、テレビでご覧になっていると思うんですけども、ああいった間隔を置いて、安全が保てるようなもの、一気に導入をして行うものですから、職員が全部行うのではなくて、国県が費用を負担ができるということで、それも総合的にお願いしようということで、今回は民間に委託するような形を取っております。

それから、個別の送迎なんですけれども、これも巡回バスとか、個別のワゴン車とか、それは検討したんですけども、できる限りご自宅のほうまでできるような形が理想だということで、この予算枠につきましては、緊急に2月、専決で行ったということは、年度末まで取りあえず対応だけできるまでの予算ということで、緊急に予算は計上したわけなんですけれども、1日2台借り上げて2日間から3日間というような計算で行って

おります。金額の変更はちょっとあるかもしれませんが、予算枠の中で対応したいなというふうを考えております。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 詳細に分かりました。

そのウェブシステムに関しては、LINEとかを使ってやるというのは、非常に、確かに65歳以下の方とか、スマホを利用している方にとっては、すごい慣れているのでいいと思います。また、今後、来年もその予防接種がでたときに活用できるというのは、非常にいいことだと思います。

やはり、先ほども言いましたが、危惧されるのは、その65歳以上の方の申込みです。やはりそこはちょっと電話対応と、できれば役場の窓口でも対応していただいて、「いつならいいんだい」という町の優しさのあるような、そういう対応をしていただければなと思います。

会場設置の件も了解しました。短期間で、この設置と片付けをやらなければならない、また国県でそういうのも面倒を見てくれるということに對しまして、了解しました。

ワゴン車の送迎の件も1日2台という、要するに1日の借上げということで対応するというので、個別で1回幾らということではないということですね、課長。

〔「はい」の声あり〕

○8番（須藤浩二君） 了解しました。

金額に對しましては、ざくっとした予算組みだということで、今後変更が出るということもよく分かりました。引き続き大変でしょうが、業務の遂行のほうよろしくお願いします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） ウェブの絡みなんですけれども、町民体育館で接種をする集団接種的な接種の方法の場合はあまり心配ないと思うんですが、個別に医療機関でウェブでもっと予約をしてやるという場合、薬、ワクチンの関係で一定数の人数が集まらないうと無駄になってしまうという問題が出てくると思うんです。少なくとも1回の開催、最低何人ぐらいだというふうにお考えなんでしょうか。

もし、それに達しなかった場合、ウェブで申し込んでいた人たちは、結局その日は駄目だよということになるんですか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） ちょっと説明が不十分で申し訳ないんですけども、ウェブシステムは集団検診のみということで、個別の場合は医療機関での受診になりますので、大きな医療機関になるとそういうシステムもお持ちかもしれませんが、町内ですと電話での予約になるかなど。個別接種に至っていないので、今のところはっきりしたことは言えませんが、やっぱり予約のシステムを取って、人数をまとめてからでないと接種できないということは確認しております。

皆さんご存じのように、1本の小瓶で今、5人ということで、注射器が精度のいいものだと6人ということなんですけれども。保管するのが保健センターなので、保健センターから医療機関へ運ぶ必要がありまして、

それも一つ単位するのか、ある程度のまとまりで搬入するかというのはこれからの問題ですが、最小限でも対応できるような形で、無駄にならないような形で、5人とか6人で日程が決まれば、ワクチンのほうを搬送して、接種したいというような方向では考えております。

○9番（上野信直君） 分かりました。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 一つは、いわゆる今、保健センターで保管するとの話だったがいろいろ報道では、最初は零下70度なんていう話もありましたけれども、その後、普通の冷蔵庫でも一定は保管できるみたいな、そういう報道なんか流れたんですけれども、そういう保管についても特別な冷蔵庫を買うというようなそういうことではなくて、その辺の対応はどうするのかという。

それから、ウェブとかいろいろ、今ありました。私なんかそういうものに疎いもんですから、特にお年寄りなんかは、なかなかスマートフォンなんかを持っている人も殆どいないみたいな、お年寄りにはですよ、特に高齢者の場合には。そういう点での医学のシステムは、きちっと工夫するのかなど。特に高齢者の心配があるんですが、その点。

それからもう一つは、やっぱり町役場に専用窓口、専用回線、電話番号なんか一つの番号を設けてやるべきではないのかなというふうに思うんですが、どうなんですか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） ワクチンの保管なんですけれども、これは一般報道されているように、超低温冷蔵庫ということで、零下70度以下の保温が望ましいということで報道になっております。この冷蔵庫自体は、3月の十五、六日に保健センターのほうに届く予定であります。

試験結果というか、最近においては零下70度でなくとも大丈夫だということなんですけれども、ただ、安全性を期するために、この冷蔵庫の開閉の数3回とか、それから運んだ後の時間の指定とかというのがありまして、ワクチンの性質上、ファイザー製のワクチンにつきましては、やはりそういった管理上の問題が多くあると。一部で冷蔵庫が故障してワクチンが無駄になったということがありまして、国からはその取扱いについては慎重な取扱いをしてくれということで通達が来ております。それは、ワクチンが届いてから慎重に取扱いを行いたいというふうに考えております。

それからウェブシステムにつきましては、確かに高齢者については稼働は難しいのかなと我々も踏んではおります。ただ、国の方針としては、できる限り、結局コールセンター的な電話1本だと、非常に管理上難しいということで、ウェブシステムだと、ある程度スケジュール的に日程の調整というのが自動的に行われるようなそういうシステムなんで、町では併用して行っていきたいというふうに考えておりまして、最後の質問にありましたように専用回線は特別な番号を設けまして、職員が専門で当たる形を考えております。保健センターで対応しますが、役場庁舎内でも、やはり受付をしないわけにはいきませんので、そのスケジュール管理をどういうふうに調整するかが難しいところではありますが、役場内での受付も考えておりますので、そういう形でご了承いただきたいというふうに思います。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） なければ、これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第1、承認第1号 専決処分の報告及びその承認について（令和2年度浅川町一般会計補正予算（第7号））を起立によって採決します。

お諮りします。本案は承認することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

---

#### ◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第2、議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第2、議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第3、議案第2号 浅川町敬老年金支給条例の一部を改正する条例についてを議題

とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点だけ。

これまでは、条例に定められた9月15日支給ということですが、支給されていなかったということなんですか、9月15日には。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 支給日が15日ということで、基準日も15日なんですよ。

想定して、住民登録台帳のほうから、15日の見込みで予定はするんですけども、新しくなる方、それからその期間内にお亡くなりになる方とありまして、今は口座振替の方法を取っていますので、少なくとも10日前ぐらいにその口座の番号を確認して振り込む必要があったということで、当日になって、事前に亡くなられた方、それから追加の方とかという形が、やっぱり、当日に全員、全て振り込むということができないということがありました。

ほかの町村の状況を見ますと、やっぱり口座を使ってからは、日にちを置いて、安全に全員確定させてから手続をするという形になっていましたので、町もちょっと遅れながら対応したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第3、議案第2号 浅川町敬老年金支給条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第4、議案第3号 浅川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目は7条関係で、「地先から」という文言が新たに入るわけなんですけれども、これ、入ると入らないとはどういうふうに違ってくるのか、ちょっとよく分からないので伺いたいと思います。

それから、2点目としては、今回の改正によって、大体年額でどのぐらい増収になる見通しになるかお伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 「地先から」という言葉でございますが、今までの徴収条例の中では、汚水排水管が減免対象になっていなかったということで、減免対象になっている他町村の条例を参考にしまして「地先からそこまで」ということの実現させていただきました。併せて汚水管という表現をつけて、減免対象を明確にしたというところでございます。

増収が幾らぐらいになるのかということでございますが、金額として15万7,000円の増となる予定となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 15万7,000円は、分かりました。

「地先から」というのは、今までとどういうふうが違うのですか。ほかの町村はそういう表現をしていることなんですけれども。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） すみません、あまり大きな違いというのは、それはないかと思うんですけれども、今までであると、自分のうちの前から道路の側溝に入れるのに、手前側に側溝がある場合については、減免対象というか、所有地が多少あっても減免というか、徴収はしていなかったんですけれども、その側溝をまたいで反対側のところに横断する場合についてのみ徴収をしていましたので、どういう表現がいいかなというのは議論としてあったんですけれども、減免対象を明確にしている町村の状況をちょっと参考にさせていただいたということでご理解いただければと思います。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） いわゆる公共的な看板、例えば町の補助というか助成をもらいながら団体で行っている中山間事業あるいは多目的等の事業、こういう事業の看板、啓蒙のために地内に建てる場合があります。例えば、町道の大きな土手を借りて、そこに「農地・水・環境を守ろう」とかいうふうな看板ですけれども、例えばそういう看板、町とか県とか国とかではなくて、そういう形でやる公共的な看板の占用料を払う必要があるという話があったんですけれども、そういう公共的なものの看板の特例というのは、この条例の中にはないんですか。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 屋外広告等につきましても、その要件に該当すれば占用料を徴収してありました。おただしの件につきましては、屋外広告は別に広告の関係で徴収をいただいております。例えば商店の看板等については、別な条例によって徴収をしておりますが、減免の対象とはしていません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第4、議案第3号 浅川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第5、議案第4号 浅川町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） この関連の条例の改正だと、老人保健福祉計画、あるいは介護保険計画、こういうものが出されて判断できたんですけども、今回は主にコロナという大変な仕事がありまして、恐らくその準備が間に合わなかったんだろうというふうに思うんですけども。

それでお伺いしたいんですけども、今回、介護保険料が5.5%まで下がるということですが、その理由を詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 今お話しがありましたように、できれば高齢者福祉計画、保健福祉計画、それから介護保険事業計画を提出して、その中身で内容をご説明すればよかったですところなんですけれども、ちょっと間に合わないということで、計画書については、でき次第ということにさせていただきたいというふうに思い

ます。

保険料の改定の結果ということなんですけれども、介護保険料の算定の中で標準給付費見込額、そういった費用面を換算した結果、この3年間の中で推移する基金、1年目は基金を繰入れしないで、3年目については上昇された部分の見込額を基金から取り入れるというような、そういう考えなんですけれども、基金の状況を管理してみた結果、3年間で給付費とのバランスの中で、基金を大きく取り崩さなくても給付が見込めるという結果に至りました。

実際に他町村と同様に、介護保険の保険料の若干の推計をしてはみたのですけれども、実際に必要なければ、介護保険料自体を引き上げずとも、保険給付ができるという見込みに立ちました。

これは、後で介護保険料の算定という3年間の合計額の推移の資料をお示ししたいと思うんですけれども、そういった形で、基金の最終的な繰越しを見込まなくとも介護給付費が見込める、支払いが見込めるという形での決定となりました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 今回は、その基金を取り崩して繰り入れるということはないでも済むような状況だったということなんです、そういう保険料、給付費ですね、基本的には、給付費が下がる、下がるんですね、保険料が下がるんだから。これは、どういう理由になるのか。

介護保険料の決定の要因としては、高齢者人口、それから要介護認定者数、それから居宅とか施設サービスの利用者数、利用料、それから3年平均の住宅施設地域密着サービスの利用等給付費、高額サービスの利用などいろいろな要素があると思うんですけれども、浅川町においては、特徴的にどういうところで、どういうことが出ているので下がるということなんでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 期間計画、3年間の、令和3年度から、4年、5年ということで、介護費用、給付費等、これに介護予防給付費というのが加わるんですけれども、基本的にそれが必要な需要額ということになります。

その需要額の半分、前に予算のときにご説明申し上げましたが、半分が保険料で、それから公費負担分があるということで、この3年の見込みというのは、介護保険料の言わば給付費の伸びをまず査定するということだと、1年目、2年目、3年目において、1年目で余った分につきましては、その基金に繰入れをして、最終的な3年目にマイナスを生じたところに基金を充てるようなイメージの予算であります。

現在の基金の残高を確認した結果、いわゆる想定する金額を必要としない、それだけの繰越しがあるというふうな形になるわけなんですけれども。最終的には、3年目に基金がゼロになるというのが理想なんですけれども、給付費の見込みが抑えられる場合には、3年目に残額が生じる。それを基金に繰り入れるんですけれども、浅川町ではその介護給付費が前年度に比べて、前年度を上回らなかった形になります。予防介護等が事業としてうまく機能しているのかなという判断なんですけれども、そのために、基金に繰り入れる金額があり、そういった中で、保険料の金額を上げずとも今、留保している基金で3年目も対応が可能だというような判断の下で、保険料の引下げを行ったというふうにとちょっと理解いただきたいと思うんですけれども。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 専ら、3年間の基金の状況を見て、そのような判断をしたのかなというふうに思うんですけども、その保険介護給付費があまり思ったほど上がらなかったと、これはどういう理由によるものなのでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 客観的な判断しかない。分析はしているんですけども、県のほうでもこの保険料の金額を町のほうで提出するんですが、他町村の例になく保険給付費が増えなかったということなんですけれども。

担当課としては、予防介護事業、いろいろな教室、いろいろな支援者、まだ介護の支援の状態の方々への事業がある程度機能して、要介護の状態にならなかったということで。要介護になりますと、施設入所や居宅でのサービスの金額がぐっと上がるので、それが一応機能して、成功しているのではないかというような判断をしております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 非常にうれしいことではありますが、今言ったように、課長の説明で介護予防のあれが、要介護にならない、その前でいろいろ健康指導や予防対策を取った結果こういうふうになったんだと、こういうふうなことで、そういう努力が実ったのかなというふうに思うんですけども、その具体的な内容というのは特別、例えば健康教室に多くの方々に来て、保健センターで運動機能の器具を使ったりして頑張ったり、あるいは、リハビリのそういう状況、そういうふうな様々ないろいろあると思うんですけども。

具体的には、これだというようなことではなくて、総合的理由でこうなったというふうな状況ですか。何か、浅川町独自のそういうことをなされて、その結果、こういうふうになったという、そういう具体的なものがあれば、なお、説明願いたいと思うんです。

同時に、石川地方、他町村の介護保険の報告については、現状で課長がつかんでいる状況ではどうなのか。上がるのか、ここ、上がらないのかということでもあります。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 介護事業には、その予防介護事業というのがありまして、この予防介護事業を推進するためのいろんな会議がございます。地域ケア会議、それから自立支援会議、そういった中で、専門の資格者のアドバイスを受けながら、各サービスを行っている事業所の担当を集めて、次の重度化しないための施策、細かな打合せ、今年につきましては歯科の部分。要するに口腔ケアというのは高齢になってから非常に身体に結びつく大きなものだということで、こういった口腔ケアも含めて新たな予防事業の展開をしております。

そういった予防事業の細やかな各事業所の対応が重症化、重度化につながらなかったのかなと。国が示しているように、予防介護の必要性というか、そういった形がある程度機能した形であったというふうに町では判

断しております。

ほかの市町村の状況ですが、今と同じような、当町と同じような今、状況なので、正確な数字は見えませんが、介護料が同額、あるいは下がった市町村というのは、数件だというふうに県のほうからは伺っております。以上です。

○10番（角田 勝君） 分かりました。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。  
〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。  
次に、討論を行います。  
〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第5、議案第4号 浅川町介護保険条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第6、議案第5号 令和2年度浅川町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。  
これから質疑を行います。

質疑ないですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず、7ページ、コロナの臨時交付金が入ってくる、限度額がこういうふうに認められたということなんでしょうけれども、協議会のとときの説明では、この町の事業計画というのは、今、国の審査を受けているということでありました。この審査は、もう通ったということによろしいんですか、それが1点目です。

それから、8ページの指定廃棄物保管委託業務委託金というのが出てきたんですけども、これは、何で、対応する支出はどこにあるのか伺いたいと思います。

それからその下の先駆的健康づくり実施支援事業補助金、今補正で上がったんですけども、もう今年度残りあと僅かなんですが、3月中に何をやるのか、対応する支出はどこにあるのか伺いたいというふうに思います。

それから、8ページ、災害復旧の補助金、農地災害がたくさん入ってきました。国から来る災害復旧の補助

金は、大体これで終わりということなんでしょうか、伺いたいというふうに思います。

それから、14ページの商品券の発行事業に関して、1人当たり5,000円の商品券を配るんだということなんですけれども、その配り方は、まず要るか要らないかの意向確認をして、世帯主に対してその世帯の人数分を郵送するということになるんでしょうか。早ければ、町民の手元に届くのは、いつ頃になる見通しなのか伺いたいというふうに思います。

それから、15ページ、新型コロナウイルス対策事業者支援補助金、これコロナで売上げの減った全事業者に対して補助するんだということだったんですけれども、協議会の説明のときは2,400万円予算から取るんだということだったんですが、今回の補正では946万円に減りました。減った理由と、減った分はどこに使われることになったのか伺いたいと思います。

それから、20ページ、21ページの災害復旧費で財源区分が変更がなされましたが、財源区分の変更の理由を教えてください。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） まず初めに、7ページにおきます臨時交付金の額の決定ですが、県のほうは確認を得て、国のほうの審査ということで、若干、今修正、中身の内容の提出ということで、まだ最終的な確定には至っていません。ですが、ほぼ、内容については認められているという状況でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

8ページの指定廃棄物保管委託業務委託金47万2,000円ということで、今回補正のほうに計上させていただきましたが、これは以前に汚染稲わらの保管庫の工事のための仮設分、本工事の前の仮設工事に対しての分が追加で補助対象となりましたので、事業自体は既に終わって支出のほうは終わっておりますが、この分が追加で補助になったということで計上させていただきました。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 8ページの県支出金、県補助金の衛生費補助金の先駆的健康づくり実施支援事業補助金の50万円ですけれども、これは当初予定しておいた会社が、コロナの影響で直接講師派遣等ができなくなりまして、途中で事業を変更しております。県のほうで協議した結果、これは100%県の新しい事業なので、補助金は対応してくれるということで、予算の範囲内で実施しまして、総額で120万円の結果的に事業となりました。

今回、歳入分のみを計上して、県の受入れの歳入部分を対応したということでありまして。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） 8ページになります。

農地・農業用施設災害復旧費補助金1億3,222万4,000円を計上させていただいています。

こちらについて、これが最後かということなんですけど、まだ復旧工事が終わっておりませんで、県のほうに

申請していない補助金がありますので、今年度分についてはこれが最後ということになります。次年度以降もまた補助金は入ってくる予定です。

次に、14ページになります。

7款1項1目の12節委託料で計上しました商品券等発行事業委託料ということで、どのように商品券を配るかということでご質問ございましたが、これにつきましては、特に申請等もらわず、ある基準日を決めて、その基準日に住所のある住民の方に対して世帯主宛てに各世帯1通ずつ、その世帯の人数分を1通にまとめて、各世帯にお送りしたいと思っております。

一般質問でもございましたが、その時期につきましてですが、この補正予算のほう議決いただきましたら、商工会と詳細のほうを詰めまして、それから印刷という形になります。印刷に若干時間はかかるかと思っておりますので、どんなに早くても4月下旬から5月ぐらいの発送になるかと思っております。

続きまして、その下、15ページの同じく7款1項1目の18節負担金及び交付金の新型コロナウイルス対策事業者支援補助金ということで946万円を計上させていただきました。これにつきましては、全員協議会のほうでご説明いたしましたとおり、予算としては2,400万円分を確保しております。ここで946万円を計上させていただきましたのは、追加でこの補助金の中で、以前に行った補助金等の残分がありますので、その分に946万円をプラスして2,400万円を確保したということで、この金額を追加分として計上させていただいております。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 20ページにおける災害復旧費における財源区分の変更でございますが、従来、町単独費で予算の計上を予定しておりました。これらの災害の内容につきまして、起債対象となったものでありまして、起債対象にすることによって今年度、公共措置が受けられるということで、有利な内容とする関係上、財源区分の変更をしたということでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 大体分かりました。

まず、5点目の商品券発行事業、町から何かお金でもものでも、町民の皆さんに上げますよという場合に、本人のもらうかもらわないかの意向を聞かずにやったというのは、前にあったでしょうか、その点を伺いたいと思います。

それからもう一つ、コロナ対策事業者支援のところなんですけれども、協議会のときは、第3次補正はこうということで使いたいという話だったんですよね。事業者支援に2,400万円。あの話しの後に出てきたのは、最初の補正予算がこれだから、2,400万円はもう既に何か計上して執行しているということはないんじゃないかというふうに思うんですよね。再度、もうちょっと詳しい説明を伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） まず初めに、商品券の件についてですが、以前にも配ったような事業があることは聞いております。その際にも、申請等、特に要るか要らないか等は確認せず、送ったと聞いております。

続きまして、事業者支援補助金の件ですが、こちら今回946万円ということで、増額させていただいております。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 15ページにおけます新型コロナウイルス対策事業者支援補助金ということで、補正額は946万円でございます。

これは結果として補正が946万円ですが、補正前の額もございまして、今回この事業者支援補助金についての予算現額は全員協議会で説明した2,400万円を確保しております。これは3次補正分で2,400万円確保ということで、2次補正分において計上したものにおいて、事業者支援で実は予算上ありますけれども、未執行分、これがあるんですね。これが1,454万円、残で残っていますんで、それと2,400万円を相殺した差額946万円を今回補正で計上したということです。

1次、2次、3次補正でも説明申し上げたと思うんですが、限度額は一定額ありますけれども、予算執行上、一定の予算枠がないと執行できないということで、3次補正については、国は8,400万円ほどだったんですけども、予算上は9,400万円ということで、1,000万円ほど予算上は組まさせてもらったという。2次補正でもそういった未執行分を想定しまして、3,000万円程度は予算を予算で計上してもらったということがありますんで、ここの部分については未執行額があった関係上、実際必要な額の2,400万円確保するための補正額は946万円、2,400万円が執行できるということで、その臨時交付金1次、2次の分も含めて今回補正をした関係上、補正額では946万円ですけれども、予算現額とすれば2,400万円を確保していますというようなことで、ご理解いただければと思うんですが、よろしいでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 協議会のときは、3次分として限度額が8,400万何がし、それで事業者への支援金分として、その中から2,400万円というふうな説明だったと思うんですよね。そうすると、前の2次分の残りが1千何百万あったから、その差額の900万円という話しなただけけれども、そうすると、今回の3次補正の配分額の8,100万円には届かないということになりませんか。限度額、せっかくもらったのに、前の2次分の残り一部対応するから、その分はいいですよというふうな話しになるんですか。ちょっと、いまいちしっくりしないんですけども、もうちょっと丁寧をお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 具体的な数字もあれですけども、1次、2次、3次も含めて国から来た限度額については満額消化する方向で進めています。

それについては、まだ執行中ではございますけれども、予算計上する段階で、1次、2次ときには限度額を超えて3,000万円程度は予算を組まさせてほしいということで、組ませたと思います。これは単独予算で、それはなるべく執行しない形で限度額ぎりぎりの形で執行しますということで、2次ときも説明はしました。

今回、3次が8,400万円ほど内示が来ました。これについても、必要な額を今回3次補正で計上しましたけれども、プラス1,000万円ほど、実は9,400万円ほど予算上は計上しております。こういった事業者支援の関係上、予算は組んでも、実際はその申請がなくて限度額に達しなかったというものを含めて、そういったものは別なところで限度額を消化するというので、あくまでも限度額を最大限活用する執行の形態をやる関係上、予算上は一定の枠を持っていないといけないということで、やらせてもらっています。

そんな関係上、この15ページの事業者支援については、2次補正の時点でも、事業者支援で予算は取りましたけれども未執行額があったと。予算で計上した額が全額が申請がなかったということで、その予算と今回3次で来た分をトータルしまして予算を確保したということで、予算上は946万円の補正額ですけれども、3次補正分の事業者支援分は2,400万円を確保していますということです。そういった限度額は満額消化する。ただし、執行額に上限がありますので、それを補正はしないのでできる態勢の予算上は、そういう予算を組ませてほしいということで、ここの部分についてはそのような2次補正分と今回計上した分が相殺されますので、結果的にこういうふうになっているということで。ちょっと分かりづらいかもかもしれませんが、基本的には国から来ている1次から3次までの限度額については、あらゆる方法をもって限度額は最大限活用するという考えで執行しております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 商品券の配付の件ですけれども、これいろいろ商品券は1人5,000円というふうな、平均で均等というふうなそういうことで、前にありまして、そのときにはもう問題はないと思うんですけれども、商品券の配布、そういうものを商工会に委託しないと駄目なんですか。そういう1人5,000円というふうになっている、そういうものであっても、やはり商工会を経るという、その理由はということなんですか。端的に言えば、町で郵送すればそれでいい、それで済むのではないのかなというふうに思うんですが、その点お伺いしたいと思います。

それから、13ページのいわゆる農林水産事業の特産米と、それから作物振興費の中の減額があるんですけれども、これは実績に応じて減額になったと、こういうふうに私は思うんですけれども。ただ、こういう特産米とか振興補助金とかは、特に農業の水田、稲作、そういう点の減額でありまして、なぜこういうふうに見込みと違った金額に、僅かでありますけれども、なったのか。むしろ、補正で多くなっていくというふうな状況があつてしかるべきではないのかなというふうに思うんですが、その点であります。

それから、14ページの農地費の工事の委託料の問題で、いわゆる大草の平田地域のいわゆる事業、それと片方はため池4か所、こういうことで、ため池はどこどこの4か所、そういう調査委託をやるんでありますか。それから、大草の平田地区は、その工事は、どういう工事をなされるんでありますか、お伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それではまず、商品券の件についてお答えいたします。

おっしゃる現金の委託につきましては、業者の取りまとめ、その後の商品券の換金等ありますので、商工会でなければできない事業になります。

ここで、町で郵送すればいいということのご質問がありましたが、全て一括で委託料の中で取りまして、処理したいと考えております。というのは、これを町のほうから直接送るということで、郵送料のほうで、ここに予算を取ったりしますと、その予算をオーバーしたときに、払うことができなくなりますので、全て一括で、郵送、印刷等全て含みまして、委託料の中で一括して商工会のほうに、郵送料も含めてということをお願いする予定です。

中身につきましては、商品券のほうも全て100%換金されるということをごいませんので、全ての事業が終わりましたら、郵送料も実績でこの委託料のほうは最終的に精算をしたいと思っております。ですから、町から送ったから郵送料が安いとか、そういうことはないかと思います。実際の郵送料で精算したいと思っております。

続きまして、13ページの水田農業振興費の助成金、補助金の減額ですが、こちらにつきましては、特別栽培米取組助成金のほうは、作付面積が減ったことによるものです。水田作物振興補助金についても、補助の残額が残って、補助が全て終わって、その残りを減したものでございます。こちらにつきましては、前年度の実績に応じて予算のほうを取っております。もちろん、予算ですので、足りなくて払えないということになると困りますので、もちろん、補助金のほうは少し多めには取っておりますので、その分、残った分、全ての助成、補助が終わりましたので、残った分を落としたということでございます。

続きまして、次のページ、14ページに行きまして、6目農地費のまずは農業水利施設保全合理化事業（機能保全計画策定）業務委託料、こちら大草平田地区の排水路の点検ということになります。工事ではなく、排水路、壊れているところがないとか、どこを直せばいいとか、そういったことで、言ってみれば、点検、確認をするような業務となっております。その延長は、3.45キロメートルで予定しております。

続きまして、その下、震災対策農業水利施設整備事業（耐震性調査）業務委託料ということで、4か所追加ということで、県のほうから予算をつけるのでやってくれないかということでお話しがありまして、4か所追加ということで予定しました。

ため池の場所につきましては、まず小貫の大山池の1号池と3号池、大草地区の車池、福貴作地区の松山池、この4か所を追加で考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 商品券については、今、課長からありましたけれども、郵送とか分類したり、いろいろ作業があると思うんですけども、私が言いたかったのは、この役場の施策でそういう委託はしないで、委託料をかき上げなくてはならないわけですから、職員の中でそういう作業ができないのかということなんです。ですから、なぜできないのかというのを、自分は田んぼになんか行けないんだと言えば一言でありますけれども、その辺の原因というか、間違いなく70人からの職員がいる、町民からすれば、一日一業、こうできるようなものまで委託しなくてもいいんじゃないかというふうにも思うと思うんです、率直にね。その辺は、どういうことなのかということをお伺いしたのでありまして、まだ、すっとんと胸に落ちませんで、もう少し分かりやすくお願いしたいと思います。

それから、大草平田地区の私うっかりしておりましたけれども、これはいわゆる機能保全の計画の策定だということで、しかし、これ、3.45キロメートルのどういう——設計までは入っていないのですから、設計委託で計画のちょっと測量をしたり、この計画を練る前は、一定の測量や様々な測量の委託なんかも入ってくるのかなというふうに思うんですけども、どういう仕事を、1,400万円ですから大変な金額なんですけれども、その下のいわゆるため池の耐震性の調査だという委託のと併せて、もっとこの1,000万円を超えるお金のかかるという、そういう分かりやすい説明をお願いできればなというふうに思います。

それと、特裁米とかその辺は、面積の確定なんだと、予算としては若干多めに取っておいたという、ああそうですかと、こう思うんですが、ただやっぱり、とりわけJAと連携を取って、こういうふうに予算を取ってあるんだから、ぜひこの特裁米やこういう奨励金なんかは、使い切って足りないぐらいに頑張ってもらいたいと、そして浅川町の米の特別栽培の米はより多くなって、町の米がおいしい、そういう評判がよくなればいいわけですから、そういう努力というんですか、そういう打合せというんですかね、確定であるからこうなんだというのなら分かるんですけども、その辺はどういう取組をなされたのかということをお伺いしたいと思います。

それからもう一つ、私、漏れてしまったんですけども、11ページの18節の社協に対する497万何しがしを減額しております。これは人件費だと、そういうことでありますが、497万円1人分、こういうふうなんですけれども、どういう方が、どういう形で減額になったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） まず、商品券のなぜ商工会に委託しなければならないのかということですが、先ほどもお答えしましたとおり、業者の取りまとめ、その後の商品券の換金等ありますので、それは役場のほうではちょっとできませんので、それは商工会にお願いするしかないかと思っております。

委託料の中身につきましては、商品券そのものの代金、5,000円の人数分と、印刷代、そのほか郵送代等、もろもろの事務経費として考えております。

役場でやればいいのかというお話がありましたが、役場のほうでは、どうしても業者を取りまとめ、商品券のほう、使われたものを換金すると、そういったような業務はちょっとできませんので、やはりそれは専門的な実績があります、振興券とか、商品券とかやっております商工会に委託してまとめてやるしかないかと思っております。

まだ予定ですが、実際の郵送前の袋詰めですが、各世帯の情報とかもありますので、その分につきましては、印刷のほうが終わりましたら、商工会からこちらで預かって、袋詰めの方は町の職員で行いたいと考えております。その後、商工会に渡して、商工会のほうから委託料のほうから郵送してもらうというような形で、最終的には、この予算で計上させていただきましたが、実績で精算するようになると思っておりますので、ここまでの金額はかからないのではないかと考えております。

続きまして、14ページ、6目の農地費の件についてですが、機能保全計画策定ということで、これは排水路のほう、まだ使えるのかどうか、もう直さなければいけないかどうか等、細かく調査してもらうものとなります。この下の耐震性調査と合わせまして、大分1,400万円と1,200万円と金額のほうが高額になっておりますが、これはどうしても専門的な調査等になりますので、どうしてもこれだけの金額がかかってしまうということで、ご理解いただきたいと思っております。

最後になります。

6款1項4目水田農業振興費の補助金、助成金の件についてですが、こちら一応農協さんとか農家さんのほうにも、こういうことで取っていますので、十分使ってくださいということでお話しはしております。この件に関してだけの打合せということは特にはしておりませんが、随時お話しの方はしております。お願いしておりますが、最終的に、これしか利用がなかったということで、残額を落とさせていただいております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 11ページの民生費の浅川町社会福祉協議会の補助金の減額497万6,000円ですけれども、これは昨年給与の留保分で、事務局長を置かなかったということで、全ての賃金はここで減額をいたしました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 農政商工課長にお尋ねするんですけれども、いわゆる委託の問題では、業者の選定、業者の取りまとめ、こういうものは確かに今、課長が言われたとおりでと思うんです。ただ、私は、先ほども言ったけれども、そのことではなくて、いわゆる町民1人当たり5,000円というそういう均等な、そういう作業なんかについては、特別、委託はしないでやれないのかという、そういうことであります。もちろん、業者の取りまとめとか、そういうのはやっぱり商工会に委託はする、これは私は必要だというふうに思います。

その点と、それから、いわゆる細かい専門的な調査をするからこれだけの経費が必要なんだ、私らから考えますと、そういう積算がなされているんだと思うんですけれども、例えば測量のためにちょっとだけ、あるいはこの細かい実際に実地を歩いて、これは使える、これは使えないというような、そういうふうなことまで含めてこうやっていく、細かい作業なんだというふうな答弁がありましたけれども、それにしても、私、かかり過ぎではないのかなというふうに思うんです。積算の概要というのが、お手元にあるんですか。あれば、お示ししたいと、こういうふうに思うんです。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

商品券の件についてですが、その5,000円ずつ、袋詰めの作業のほうは、町のほうで行いたいと思っております。先ほどもお答えしましたが、個人情報等、各世帯の関係がありますので、その分については商工会に任せず、町のほうで1世帯当たり何人分5,000円ずつということで、袋詰めしたいと思っております。

それ以外の先ほどお答えしましたとおり、取りまとめ、換金等、そういったことについては、商工会のほうに委託するという形になっております。

続きまして、14ページの農地費の件についてですが、こちらは県のほうから補助金で、この金額が来ますということで内示のほうがあったものです。また、予算上1,400万円ということで計上させていただいておりますが、正式な委託のための実施設計を行っているわけではございませんので、まだ概算で延長が3.45キロメートルというぐらいのものしかございません。あくまでも概算で1,400万円ということで計上させていただいております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 何点かお伺いしたいと思うんですけれども、確認なんで、ちょっと少額なところもあるんですが、まず、今、11ページ、3款1項1目18節社会福祉協議会云々の話しがありましたが、そのマイナス

の部分はよく分かりました。人件費対応ということなので、これ確認なんですけど、これは以前にも聞いたのかちょっとあれですけども、法定繰入等はその中に算入されているんですか、これちょっと確認したいと思うんです。

それから、13ページの4款2項1目18節、ここは少額で本当に恐縮なんですけれども、3万円の生ごみ処理器購入費補助金があります。これ、当初予算にはなかったように思っているんですけど、なぜ当初予算に計上しなかったか、その辺の確認をお願いしたいんですが。

それから、15ページの花火関係で警備委託料が140万円補正をかけられていますけど、花火関係で戻されたものというのは、当初予算でこのぐらいあって、このぐらいは戻しましたと、残念ながら開催できませんでしたので、この辺が大まかなところで、細かいところの数字は結構なので、何百万円に対して何百万円戻したよと、その中の一環として、この警備委託料も含まれても、このように入ってきていましたよというようなことで、ちょっとお知らせ願えればなというふうに思っています。

それから、16ページから教育関係なんですけれども、10款1項2目10節にGIGAスクール構想のソフト代ということで説明を受けたのですが、この中身、若干簡単でいいので、どんなソフトなのか教えてください。

それから、10款2項2目17節、それから10款3項1目17節、多分、冒頭の説明のときには、何かプロジェクター用のマグネット云々という話でしたが、この内容をちょっとお教えてください。

それから、18ページ、10款5項1目14節、これはあさかわこども園の保育室空調機という説明を受けましたけれども、これは新規なのか追加なのか、新しい施設の割にはいろいろ追加でやっている工事とか結構ありますんで、その区分をちょっと教えていただければと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 浅川町社会福祉協議会の補助金の減額で、法定分ということで、社会保険料等ということでしょうか、社会保険料とも含んでの金額となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 住民課長、我妻美幸君。

○住民課長（我妻美幸君） それでは、13ページの4款2項1目清掃費の生ごみ処理器購入補助金3万円ですが、こちらは、しばらく長い年数申請がなかったものですから、当初予算での計上はありませんでした。今回申請が出てきたもので、それに対応させていただいたものです。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

15ページ、7款1項2目観光費の12節委託料の花火大会警備委託料ということで141万9,000円のほう減らせていただきました。

この委託料につきましては、当初予算で149万5,000円のほう計上しておりますけど、一部、秋の花火の際に例年よりコロナ禍の状況ですので、警備員が例年より多いということで、例年商工会に出しております補助金で対応する人数より多く警備員のほうお願いしなければいけないということで、本来は8月16日の花火の警備員

として予算のほうは取りましたが、ここから一部7万5,900円だけ秋の花火の際に使わせていただきました。残りにつきまして、今回補正のほうで落とさせていただいております。

そのほか、ご質問のありました全体で幾ら落としたということなのですが、前回までの補正予算の中でちょっと既に落としておりますので、前回までの議会の資料を見ないと、私のほうでそこまでちょっとこの段階では把握できませんので、それはこの場ではちょっとご勘弁願いたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

4点目ですが、予算書の16ページです。

2目の事務局費の消耗品511万円のうち505万円が、GIGAスクールのソフトウェア購入分となります。

こちらにつきましては、おかげさまをもちまして、先月末をもちまして、子供たちに1人1台のタブレットは配備終わりました。併せまして、黒板に使用します電子黒板、プロジェクター機器、こちらも全教室配備終わりました。それと同時進行で、ソフトにつきましても、現場の先生方といろいろ協議をしてきました。タブレットの中には、標準的なソフトも入ってはいるんですが、いろいろ協議の結果、ジャストシステム社という会社のジャストスマイルというソフトが総合的にいいのではないかということの結論になりまして、今回、コロナの3次交付金でこちらを使用しまして、計上しました。

内容といいますと、なぜこれにしたかといいますと、ジャストシステム社のジャストスマイルかといいますと、まずは全国の小学校で8割程度が導入しているということが一つです。メニューバーとかも大きく見やすくなっておりまして、自分たちの意見とか書き込みとか、あと友達の意見も即座に見られるということで、評価の高いシステムという現場の先生からの声がありまして、こちらにさせていただきました。

なお、今からですので、こちらは繰越しとしたいと思っております。

5点目です。

小学校、中学校のそれぞれ教育振興費の中に備品購入費に入っていましたホワイトスクリーンなんですけど、こちらにつきましては、今ほど言いました全教室のプロジェクターの機器の設備は完了しております。こちらの結果的なことになったんですが、電子黒板といいますか、そのプロジェクターなんですけど、現在の緑色の黒板に照らしますと、色からいいまして、あまり映りがよくないということで、本当でしたらばその白い黒板にすればいいんでしょうけれども、そこまではできないもんですから、暫定的にホワイトボード、黒板に貼るマグネットタイプのやつ、こちらをそれぞれ全教室に配備したいと思っております。

それと、6点目です。

18ページのこども園なんですけど、こども園の14節の工事請負費346万5,000円、こちらのことだと思うんですが、こちらは新規で空調の整備をしたいと思っております。具体的にいいまして、何かといいまして、シーリングファンといいまして、天井からつり下げるプロペラのかいようなやつなんですけれども、それで空気の中で回す予定をしております。こちらを全幼稚部、保育部全教室等預かりコーナーといいまして、廊下のところに三角コーナーがあるんですけれども、そちらもそれぞれを予定しております。

こちらにつきましても、時間的に今からなものですから、繰越しとして予定しております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 社会福祉協議会については、了解しました。社会保険料も含まれるという計算だということなので。

それから、衛生費に関しては、今まで案件がなかったということで、ただ条例で決まっている補助金を出しますよという条例の中で決まっているものですよ、これは。ですから、それを今後の予算の編成上どうするのかというのは検討課題だなという感じがします。これは少額で3万円という程度ですから、さほどの問題はないのかもしれませんが、その辺もちょっと考えどころかなというふうに思っています。

それから、花火関係なんですけれども、補正予算を組んで多分最後の3月の補正なので、全体のこういったものをやる場合に、全体の対比表ぐらいのっているのが私は普通かなと思って聞いたんですけども、そうではないのかなという、私は思います。例えば、花火関係でこれだけの予算が、いろんな項目があるんでしょうけれども、その中で使ったものと使わないもの、事こういったイベントに関して、同僚議員からもイベントに対しての云々の議案提起とかいろいろありますけれども、その中に含まれて、こういう補正予算でこれだけの141万9,000円戻すんだと、補正するんだという形の中では、全体像をつかんでおくのが普通かなというふうなことで質問させていただきました。今、ないということなんで、結構です。

それから、GIGAスクールのソフトとジャストシステム社ということなんで、再度あれなんですけど、オンライン授業だとか臨時休校だとか、それから家庭学習をする場合も使えるソフト、いわゆるスタディサプリというようなものと同等のものだよというようなことでの理解でよろしいんでしょうか。その確認をさせていただきます。

それから、備品、これは本当に43万8,000円と24万2,000円の計上をされています、マグネット関係。9月の定例会のときに、私その辺の心配があったんで、確認させてもらっていると思います。デモをなさったんですかと、やりましたと、先生方に大変好評でしたという回答いただいています。当然映して、3,400ルーメンから4,000ルーメンに変わるわけですから、相当解像度のすごくいいはずなんです。それを緑の黒板に映したら、映が悪いよと、だからこれを買うんだよという話でしょう、今の話しは。では、デモンストレーションのときは映してなかったんですかという話しなんです。それちょっと再度確認願いませんか。

それから、こども園については、サーキュレーター、これは普通家庭用なんかにもあって、空気を攪拌させるやつなんだと思いますけれども、こういう時代ですので、それについてはいいんですが、今後もあさかわこども園、どんどんそういった新規の工事等々が増えていくやに思いますんで、ある程度の構想の中できちっとやっていって、順番を踏んでやっていただければというふうに思いますんで、これも結構です。

今の教育の観点のところだけ再度確認願えればと思います。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長（生田目源寿君） それでは、お答えいたします。

4点目のジャストシステムの関係ですが、こちらは総合的なソフトになっておりますので、こちらで今後全てにおいて対応したいと思っております。

5点目です。

議員さんおっしゃるとおりなんです、これ、私も実は同じ考えだったんですが、去年夏休みのとき、デモをやりました。そのときに先生方、私も同席したんですけれども、初めてで、これはすごい立派なシステムだということで、話しになったんですが、その後いろいろやっていった結果、やっぱり見栄えがいまいちだということに、皆さん薄々分かってきたみたいで、今現在は、模造紙を貼っております。暫定的に模造紙を貼って、そのほうが、どうしても白壁のほうが映りがいいということなものですから、緑よりも白のほうがいいというものですから、模造紙でやっているんですが、こちらを一度整理すれば、あとは半永久的に黒板代わりにそのやつをその都度貼って使えますので、ひとつご理解のほどをよろしく申し上げます。申し訳ございません。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） ですから、これはプロジェクターのマグネット関係という映す側のほうのやつの問題なんで、悪ければ直す、それはそれでいいんだと思いますが、本当に9月のときも、ちょっとしつこいぐらいに質問させてもらったと思うんですが、何かこういう導入する場合に、全てのをいろんな方面から検討しないと、結局は最後にまた追加なり何なり無駄になったりとか、そういうものが発生すると思うんで、ぜひとも、これは前のソフト代にも関係するんですが、これはジャストシステム社一社だけを見たんですか、それとも、今、いろんなところで出ていますよね。ベネッセも出している、リクルートも出している。いろんな会社が競って今、いろんなことでこれを、向こうは商売ですから、これをあれにしようということで、いろんなところが同じようなもののシステムを出していると思うんですが、複数のソフトの説明を受けて、きちっとそれに対応して判断したんですかということ最後に質問したいと思うんです。

この単純にプロジェクター云々の問題ではなくて、500万円近くのソフト代ということで、今後もメンテナンス等もあると思うんで、そういう意味で継続費用かかる、ランニングコストもかかるというような形になるかと思っておりますので、ぜひともここは慎重に、あらゆる方面から見直してもらって、どれが本当に有効で、どれが使い勝手がよくて、どうなんだという評価をきちっとしてもらって、評価した上で買うんだというのならいいのですが、もう最初から8割方、これは8割というのはちょっとオーバーだと思うんですが、今、相当数、違うところの会社が出てきていますんで、ジャストシステム社は多分、取り入れた学校の中の8割だと思うんです。その中で今、別々の形の中で、相当数その割合は変わってきていますので、ジャストシステムのシステムでもいいんですけれども、どういう、何社ぐらいの会社を見比べてそれで評価しましたよ、だから、大勢のところが使っているのではなくて、これが浅川にとっては有効ですよというようなもので結果としてここを選びましたというのならいいんですが、その辺の検討状態はどうだったか、最後に質問させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

ただいまの件なんです、確かに議員さんおっしゃるソフトのメーカーはいろいろございます。去年末から、先ほど申し上げました現場の学校の先生方と幾度か協議はしておりました。ジャストシステム社のソフトが最終的にこれがいいんじゃないかと言ったのは、先ほど私申し上げたとおりなんです、実は標準的に入っているソフトもございます。それと、1年間は無償というソフトも入れております。これはロイロノートというやつがあるんですが、ロイロノート。それと、ラインズというソフトもあるんですが、最終的には三、四社を、総合的に、ユーザーは学校の先生なものですから、先生方に決めていただきまして、今回最終的にはどれをメ

インに使うかということで、ジャストシステム社に選定は現場では決まりました。今回、コロナの3次交付金を利用して、こちらで計上させていただきました。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 16ページの7款1項1目の負担金補助の先ほども話しが出たんですが、新型コロナウイルス対策事業補助金、原計予算2,900万円、先ほど1,450万円残との話しだったんですが、既に千四、五百万円は支払い済みだということなんですけれども、これの件数と内訳、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） お答えいたします。

新型コロナウイルス対策事業者支援補助金946万円の追加で計上させていただきました。

これにつきまして、先ほどからお話ししているとおり、予算としては2,400万円のほう確保しております。

この補助金に対しての件数の見込みですが……

〔「今現在支払った額の内訳」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 3番、会田哲男君、立っとう一度、説明してください。

○3番（会田哲男君） 今回の補正で、トータル3,846万円になると思うんですね。先ほど総務課長のお話の中で、946万円は残っている分の1,450万円と3次補正の2,400万円の差額ということでございました。ということは、1千、四、五百万円はもう支払い済みになっているかと思うんですね。その支払い済みの件数と内訳等分かればお教え願いたいと、現時点で分かる分でいいです。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） 申し訳ありませんでした。

以前に行ったものの件数と残額ということでよろしいですね。

それでは、まず1件目が、浅川町事業継続支援給付金ということで、前年同月に比べて20%以上の減収があった事業者の方に1件当たり10万円を支給しました。こちら、申請件数が115件で、1,150万円支出しております。残額で350万円ということです。

続きまして、2件目、新型コロナウイルス感染症拡大防止対象事業者等支援金ということで、こちらも1件10万円ということで、これは4月から5月の県の休業要請に応じて休業とその影響を受けた小売り業者等に支給したものでございます。こちら、申請のほうで22件で220万円、残額のほうで280万円となっております。

3件目としまして、新型コロナウイルス対策事業者支援補助金としまして、こちら1件当たり上限が3万円ということで、新型コロナウイルス対策として、消耗品、備品等購入した事業者に対して交付いたしました。こちら、申請件数が30件で、支出しましたのが75万9,716円となっております。残額で824万284円のほうが残額となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） なければ、これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第6、議案第5号 令和2年度浅川町一般会計補正予算（第8号）を起立によって採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

ここで10時55分まで休憩といたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時55分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第7、議案第6号 令和2年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第7、議案第6号 令和2年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第3号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第8、議案第7号 令和2年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第8、議案第7号 令和2年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第9、議案第17号 大草辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） この計画については、追加とか変更ができるという説明だったと思うんですけども、これは毎年、追加とか変更とかできるということなんですか、それとも5年たったらばできるということなんですか、その点を伺いたいというふうに思います。

それともう一つ、基本的な話なんですけれども、例えば今回の4つの辺地の事業の計画が出されております。浅川町の負担分、これら事業の負担分の合計1億4,190万円になります。もともとこれは浅川町が単独で負担しなければならなかった分なんですけれども、それが辺地の適用になることによって80%交付税措置があるということで1億1,350万円余りが負担軽減になると、単純にこういうふうな言い換えでよろしいのでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、藤田浩司君。

○副町長（藤田浩司君） お答えいたします。

まず、計画の変更等につきましては、法律の同じく第3条のところで、変更をする場合には、今回と同じように県に協議をし、議会の議決を経て変更することができるとされておりますことから、そのタイミングはいずれであってもできるというふうにされております。手続を経れば可能でございます。あと併せて、計画が5年間で設定しておりますので、5年後につきましてはまた改めて計画を立てる。その際には、やはり同じく向こう5年間という計画になろうかと考えております。

次に、一般財源、資料にあるとおり、財源内容について事業費があつて、特定財源がありまして、一般財源があると。ここに議員ご指摘のとおり、一般財源のうち辺地対策事業債予定額というものが起債可能というふうになります。これも、ご指摘のとおり交付税措置8割ということで、今年度の基準財政需要額に算入されるということで、その分が基準財政収入額との差分について交付税措置されるということから、一般的には8割については交付税措置がされるというふうに認識されております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） そうすると、このそれぞれの計画自体は5年間でいつでもこれに追加をすることができる、所定の手続を経てということによろしいのでしょうか。

それから、交付税措置についてなんですけれども、浅川町で1億4,000万負担しなくちゃならなかったのに1億1,000万国から来るということで、これは本当によかったなというふうに思うんですけれども、交付税措置をされるというのは、大体期間はどのぐらいの間に交付税措置をされるのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、藤田浩司君。

○副町長（藤田浩司君） お答えいたします。

変更の手続につきましては、先ほど説明のとおりでありまして、今回、補足的に説明しますと、前の全員協議会で説明したように、基本的に町として実施する予定、直近の事業についてのみを掲載しております。それは、この事業することが確定しておつて、その際にはこの辺地事業でやったほうが、財源上有利であるということから、そういったものを基本的にここに計上しているというやり方を取っておりまして、ご指摘のように、今後、同じこの辺地地区で町として必要事業が出た際には、この辺地事業債を活用できる場合にはそれを用いて、つまりは有利な財源を用いて事業を実施していきたいということで、今後追加、変更を検討しております。

次に、交付税措置につきましては、こちらはこの辺地債のみならず、例えば緊急減災防災事業債とかそういったものも7割の交付税措置があるわけなんですけど、これは交付税算定のルールがありまして、毎年、償還額の7割であるとか8割であるとか、そういったものが交付税の算定作業の中で算定されまして、それに基づきまして当該年度の収入に入ってくるということが、今後、実額償還、理論償還というのがあるんですけれども、それに応じて交付税が算入、町としては歳入として入ってくるということでございます。

あと加えて、ちょっと補足で説明いたしますと、辺地債について、町で、例えば大草でいきますと1,000万円の事業債を活用したいというふうに、今後起債の協議の中で各地方から要望を出すところですが、この辺地債も要望が全国的に多いことがありまして、浅川町で1,000万円充たしたいと言っても、補助金と同じように配分の関係から、浅川町さんには例えば800万円までしか割当てできませんということも今後考えられます。

そういったときには、残る財源を一般財源で充てるか、それとも進捗調整などをして、今年度は例えば800万円分だけ実施しようかとか、そういった調整は今後出てくるのが想定されまして、必要に応じて変更の提案をさせていただくこともあろうかと思えます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○9番（上野信直君） はい。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 一般質問等々でもあったと思うんですが、過疎地域というのは非常に難しいと。今後もそういった方向性としては薄いんじゃないかということで、この辺地というのが非常に有効であるというのは重々承知しているんですが、ちょっとそもそもお尋ねなんですけれども、町がこの辺地指定というのに認識したのはいつなのか、それから通常年1回、辺地状況調査というのがなされていると思うんですが、何が変わったから来年度からこういった辺地のあれで行くんだというようなことを認識されたのはどういった理由なのか、それをちょっとお尋ねしたいと思うんですけれども。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、藤田浩司君。

○副町長（藤田浩司君） お答えいたします。

これも前の全員協議会で少しご説明しておりましたが、なぜこのタイミングでの策定なのかということでありまして、これにつきましては、路線バスなどがこれまで浅川の町内を走っていたということを聞いております。また、30年度に小学校の統合があったと。こういった要因から、辺地度数はそういった公共施設までの距離であるとか、公共交通機関の運行状況が点数に影響があるというところがありまして、今回、町改めましてその距離等を踏まえて算定したところ、この4つの辺地につきましては100点を超えるということで、であれば、この計画を作成して辺地対策事業債を充当できるんじゃないかということから、今回のきっかけ、タイミングとなったところであります。

なお、計画の策定につきましては、法律上は義務ではなくて、できるというような規定になっておりますことから、今回、このできる規定を活用して策定をするものであります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） そうすると、今のあれだと路線バスだとか、それから里白石小なんかの学校というのが大きな理由ですよということなんです、そうすると、以前もこの辺地の状況調査というのはやっていたという理解でよろしいのでしょうか。それで、点数が足りない、100点以下でしたよというようなことで、辺地の指定にはならないということよかったです。別にこれは法的な手続というのは要らないと思うんで、調査ですべて整備工の案をまとめて、それを検討の協議は当然必要でしょうけれども、その中でできるんだということなんです、今の回答ですと、路線バスだとか学校だとかいうことの変化点があったがために今回だということの理解で、以前もこういった調査、点数がどのぐらいになるかというのはやっていたということよろしいのでしょうか、再度伺います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 以前から、この辺地の取扱いはあるということは承知しておりました。今、副町長から説明ありましたように、山白石の路線バス、これが廃止になったのが平成30年9月30日をもって路線バスが廃止になったということで、平成30年度に廃止と。山白石小学校についても、同じく平成31年3月に統合の閉校ということで、平成30年においてはそういった辺地、そういった動きがあった関係上、辺地に対する取扱いが今度可能ではないかということで、元年度は確かにできませんでしたが、それらの辺地に対する取扱いは承知しておりましたので、それで今年度、今回の時期になりましたが有利な財源の確保ということで、そういった町の状況を鑑みて、今回、辺地のその計画書を提出して財源確保を図ったということでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、藤田浩司君。

○副町長（藤田浩司君） 補足説明をいたします。

まず、辺地状況調査につきましては、確かに毎年度実施されておまして、この捉え方としましては、これまで辺地であったところが、例えば人数要件50人を切るとか、そういったところで非該当になるところがないかどうかというところを主眼に調査していた、されていたというような経過がありますことから、新規でこういったものがあるかどうかというところについては、それぞれのできる規定というところを生かして手を挙げる必要があったかと認識しております。議員ご指摘のとおり、今回財政面で有利な制度等については、今後も積極的に情報を収集して有利な財源に振り替えていくというような努力、当然のことかと思っておりますがしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 今の副町長の答弁、本当だと思うんですけども、常々一般質問等でもさせてもらっているんですが、その情報収集、アンテナを高くしてどういったものが活用できるんだということで、いろんなものがあるかと思うんですから、特に今の説明ですと、山白石、それから福貴作のところは学校が云々の話もありました。じゃ、小貫と大草は何か大きな変化というのはあったんですかということなんです。多分、それはあるんでしょう、以前にも調査をやったということなので。じゃ、その大きな変化点は小貫なり大草なりはどういったものがあったのかというのは、私はちょっとまだ正式に細かいところまでは分かりませんので詳細分からないところあるんですが、一応、大草と小貫、その意識が多分若干薄かったのかなという感覚では思っていますけれども、ぜひいろんな意味で財政が厳しい状況で有効に活用できるものは全て活用していくと、それにあらゆるこの辺地のあれについてもいろんな意味で使用できるというふうになっていますので、あらゆる方面を考えていただいて、今度の総合整備の中身だけじゃなくて、いろんなところの公共的なところが直せる、手直しできる、補助できる、支援できるというところがありますので、ぜひともその辺のところを情報収集しっかりやっていただければというふうに思います。

最後に、先ほど冒頭に言いました大草と、それから小貫、何か変わったのかなというところだけお教え願えればというふうに思います。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、藤田浩司君。

○副町長（藤田浩司君） お答えいたします。

小貫と大草について、路線バスや学校の統廃合というのは直接関係ないかとは思いますが。もしかすると、これまで該当していたのかどうかというところはあるかと思えます。ただ、この過去のことを振り返ってもなかなかなので、今回を機に、今後、議員ご指摘のように辺地債のみならず、あらゆる補助事業等も含めて、有効活用できるものについてはアンテナ高く積極的に活用するようにはしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 質問というよりも、要望をしておきたいと思うんですけども、情報収集という点では、私は以前から、例えば浅川町出身の県職員の方々と公務員法に触れないそういう接待というんですか、そういうことをきちっとしながら、やはり懇談会を1年に1回、2回ぐらい持つとか、そういう人脈を通じてやはり情報を的確に早くつかんでいくというのは、私は非常に大事だと思うんです。そういうことは前から私もその当時の町長にお願いしてたんですけども、きちっとした形でやられたというのは聞いていないんです。町からの県職員の方々も相当数いる。私の知っている限り何人かはいるわけでありまして、ぜひそういうことも計画をしてはどうかというふうに思います。副町長が来てもらって、本当にそういう意味ではよりそういう仕事をやりやすく、副町長のそういう人脈等をぜひ生かしていただいて、町の発展のために尽くしてこれからも頑張っていただきたい。非常にこれ、こういう情報が入って、財政難の現況の中でますますひとつ獲得するよう要請しておきたいと思えます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 答弁はいいの。

○10番（角田 勝君） いや、いいです。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） なければ、これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第9、議案第17号 大草辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第10、議案第18号 福貴作辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第10、議案第18号 福貴作辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第11、議案第19号 山白石辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてを議題とします。

これから質疑を行います。

11番、水野秀一君。

○11番（水野秀一君） 現在、山白石で西今田、東今田にわたって急傾斜の事業をやっているわけでございます。その中で、この中には入っていないんですが、この事業名として挙げられる理由というのはどんなことがあるんですか。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 山白石西今田、東地区今田も併せて、辺地ではないんですけども、地方債、名前、今ちょっと手元にはないんですけども起債を借ります。辺地債80%ということですけども、同程度の起債の交付税の充当がある災害関係の事業なので、辺地に振り分けなくても財源充当がされるということで、今回計上はしておりません。

以上です。

○11番（水野秀一君） 了解。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 私は一般質問でもちょっと質問したんですが、山白石を辺地にするという話合いをして、小学校跡地を活用している公園等の整備もぜひこの中で検討できればと思うんですが、今後変更等もできますんで、ぜひ十分な検討をいただければと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、藤田浩司君。

○副町長（藤田浩司君） お答えいたします。

先日の一般質問でもこの同趣旨のご指摘をいただいたところでございます。その際にははっきりと答弁できなかったんですけども、辺地債のメニュー、事業でできるものの中には、さきに申し上げた集会施設のほかにレクリエーション施設などについても事業は可能である、観光レクリエーションに関する施設も充当可能であるというところを確認したところであります。その事業の実施に向けては、有利な財源とはいえ一部の町負担はありますことから、その事業の必要性を慎重に十分に検討した上で、もしやるとなればこういった有意義な財源、そもそもやるかやらないかということもその財政状況を踏まえて、今後しっかりと検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） なければ、質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第11、議案第19号 山白石辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第12、議案第20号 小貫辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてを議題とします。

これから質疑を行います。

2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 2番です。

小貫の整備計画について2点ほど質問させていただきます。

あと、私この間、全員協議会の中で他の法律の区域指定、都市計画区域とのこの兼ね合いはどうかということをお聞きしたんですが、あのときは明確なお答えがなかったので再度お聞きしたいんですが、県の承認を受けたということなんで、そういう他の法律の区域指定については重複しても問題ないと思うんですが、再度、その辺お答えをお願いします。

それから、この事業計画の中で消防屯所でございますが、小貫消防屯所、ここは、あの場所は、この間策定したばかりのハザードマップにおいては浸水想定区域に入っております。そういった観点から、この整備計画書を見ると、現在の消防屯所を延命化する、機能強化をする工事というふうに計画で上がっておりますが、果たしてあの場所でそのまま屯所を置いてもいいのかどうか、ハザードマップの浸水想定区域ですよ。ですので、これ、今回はあくまでもそういう盛り込みの計画ですからいいんですけども、今後、やはりこれは変更して場所を移転するという方向性を考えておいたほうがいいんじゃないでしょうか。

それから、隣の小貫生活改善センター、集会所ですけども、ここも同じく浸水想定区域ですよ。なおかつ、あそこは選挙の投票所でもあります。そういった観点から、いろいろ検討するのも大変でしょうけれども、そういうものも含めて考えるというのかな、なぜハザードマップ、見直して立派なものをつくったにもかかわらずですよ、そういう浸水想定される地域、位置、場所にさらなるこの延命処置をして、何か改修して、消防屯所をかさ上げするんだかどうか分かりませんが、そこの整合性ですよ。ならば、この整備計画の中で、もう違う場所に移転するんだというそこまで含みを持たせた計画というんでしょうか、それは今後変更して議決を経ればいんでしょうけれども、ひとつ、そういうことも考えてこの計画を進めていただきたいと思いますので、お答えをお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、藤田浩司君。

○副町長（藤田浩司君） お答えいたします。

まず、都市計画との関係でございますが、こちらもさきの全員協議会で少し説明しておりましたが、今回、県と協議をしまして、県においては異議ない旨の回答をいただいたところであります。今後の運営、運用につきましては、議員ご指摘のように、都市計画ということであれば、都市計画における目的、趣旨に応じて、その地域について手当てがされていくと。今回提案している辺地として、実際にそれは、町の中心部から距離が離れているそういうへんぴな地域における公共施設の総合整備というところにはついたこの法律に基づいて、公共施設の整備等の手当て、増進がされていくというふうに理解をしております。

消防屯所については、総務課長から答弁あります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） ここで、辺地に計上しました小貫行政区における消防屯所の延命化ということでございますが、今いろいろと検討される中においてどうなのかということでもあります。

まず、屯所の現状でございますけれども、まず屋根と壁から雨漏りがしているということで、消防屯所では詰所という形の機能が保持されていないということで、今回計上したものについては、これらの雨漏り対策を

最低限補修するというので、この名称にありますように延命化とか機能強化というふうな、本来はそういうふうなことでやるべきなんでしょうけれども、総合的に、今話ありましたように集会所、ハザードマップ等々ございますので、これらを勘案して地元消防団、もしくは行政区長さんとその辺の補修形態、今後の在り方については協議をして、どれだけ先行投資というか手戻りになるようなそういった費用の負担はかけない形で、最低限必要な補修は、当面必要な補修はかけるというふうにしたいと思います。

また、集会所等については、あくまでも行政区での財産とかなっていますので、町側の計画の方向性と地元の意向もすり合わせをしながら、この辺はやっぱり方向性は出していきたいと。その場合についての財源確保は、こういった辺地を利用してやっていくということで、今後、町と行政区と話し合いを、そういう機会を持ちながら方向性を出したいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○2番（兼子長一君） 了解です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 即身仏の駐車場が前から問題になっていたわけでありましてけれども、先ほどの副町長の説明をお聞きすると、何かこういうものにも使えそうなのかなというふうに思うんです。ぜひ、使えるということであれば、保存会を中心にした地元の方々ともよく協議をしていただいて、計画をしていただきたいなというふうに思うんですが。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、藤田浩司君。

○副町長（藤田浩司君） お答えいたします。

観光レクリエーションに関する施設ということで、メニューとしてはございます。ただ、こちらが町の指定文化財というところで、起債事業、適債事業に合致するかというところについては改めて確認をしてみたいと思います。また、先ほどの山白石の公園施設等と同様に、事業のまずは必要性等について検討した上で、その上で必要性を認め、実施が必要だということになった場合には、こういった財源の充当も含めて考えていくというような順番で進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○9番（上野信直君） はい。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） なければ、これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第12、議案第20号 小貫辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてを起立によって採決し

ます。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第13、議案第21号 浅川町公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 新年度の予算のほうに職員1名分の予算が計上されております、記念館に関して。ベテランの事務の方が、あと1年ぐらいやったださるみたいなんですけれどもお辞めになるというのが一つあります。それと、もう一方では、記念館を代表されてきた名誉館長さんがもう高齢ですので、体調上も問題があると思います。そうすると、吉田富三顕彰会に委託をして、記念館の来館者に記念館を説明できる、あるいは東京に専らいらっしゃる医学会の重鎮の方々と接触を続けると、こういうことがなかなか困難になるんじゃないかというふうに思うんです。この点はどのようにお考えになっていますか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、事務員はもう数年前から自分で商売かなんかか、何か会社をやりたいようなお話でありましたが、いかんせん事務員が辞めると大変なことになりますから、今回、今皆さんご存じのとおり募集をしまして、今度の11日が締切かな、たしか2週間の間に。それで、事務員が決まれば1年間、またさらに事務員がやっていただくということはお話ししてありますので、まず事務員のほうは少しは大丈夫かなと思っております。

あと、名誉館長が今ちょっと体調が悪いというのは、それは私も重々知っております。本当、いかんせん、館長が決まらないのは本当に私の不徳の致すところだと思っております。本当、これも重要なことだと思っております。いずれ理事会がありますので、4月以降、新しい年には必ず、もう一度洗い直しをして再建をしていきたいと思っております。もう少しの間お待ちくだされば、いい結果が出ると思っております。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） そうすると、記念館の運営に、これまでのように町民のためにもひそかに役に立ってきた、あるいは浅川町を代表する施設として頑張ってきたと、こういう記念館にふさわしい館長さんの採用といったらいいのか、就任が見込まれているということなんですか。手振っていますけれども、一応それをお聞きます。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） いろいろと人選しておりますが、何名か候補に上がっておりますが、なかなか依然、館

長がすばらしい方で、やはり30年近くやっておりますと、後釜というのが私大変だと思います。今いろいろと、本当に今苦勞しておりますので、もしすばらしい方がいれば、紹介等いただければ、本当に何らかの形で学会とつながりを持てるようなそういう組織を継続していきたいと思っております。これも本当に人選をいたしますので、もうしばらくお待ちください。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 確認なんですけれども、館長を人選するのは委託を受けた顕彰会ですよ。

○町長（江田文男君） はい、はい。

○9番（上野信直君） 確認したいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） それで、顕彰会は会長はたしかウチダ前館長だと思っています。今、本当に体調が悪うございますから、ちょっと早急にというか、理事会定例会が3月24日にあると思うんですね。そのとき、いろいろお諮りしたいなと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） なければ、これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第13、議案第21号 浅川町公の施設の指定管理者の指定についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発委第1号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第14、発委第1号 浅川町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第14、発委第1号 浅川町議会会議規則の一部改正についてを起立によって採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎請願第1号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第15、請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願書を議題とします。

これから紹介議員に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第15、請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願書を起立によって採決します。

お諮りします。請願第1号を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

ここで、請願第1号が採択されましたので、追加日程、意見書準備のため暫時休憩とします。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時34分

○議長（円谷忠吉君） 再開いたします。

---

◎日程の追加

○議長（円谷忠吉君） お諮りいたします。ただいま配付いたしました日程第16を日程に追加したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認め、追加日程として議題とすることに決定しました。

なお、発議第1号については、会議規則第39条第2項の規定により趣旨説明を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号については、趣旨説明を省略することに決定しました。

---

◎発議第1号の上程、質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第16、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出についてを議題とします。

事務局に表題部を朗読させます。

議会事務局長、佐川建治君。

〔議会事務局長（佐川建治君）朗読〕

○議長（円谷忠吉君） これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第16、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎散会の宣告

○議長（円谷忠吉君） 以上で本日の日程は終了しました。  
本日はこれで散会します。

散会 午前11時37分